



馬主登録申請 ガイド

このたびはJRAの馬主登録申請についてお問い合わせいただき、誠にありがとうございます。

JRAでは、2009年より日本国外に居住する方の馬主登録申請の受付を行っております。

JRAの施行する競馬には特有のルールがあり、現在ご自身が馬主として活躍されている競馬と異なる部分が多くあるものと思いますので、申請にあたっては本ガイドブックおよび「中央競馬Q&A」をよくお読みください。

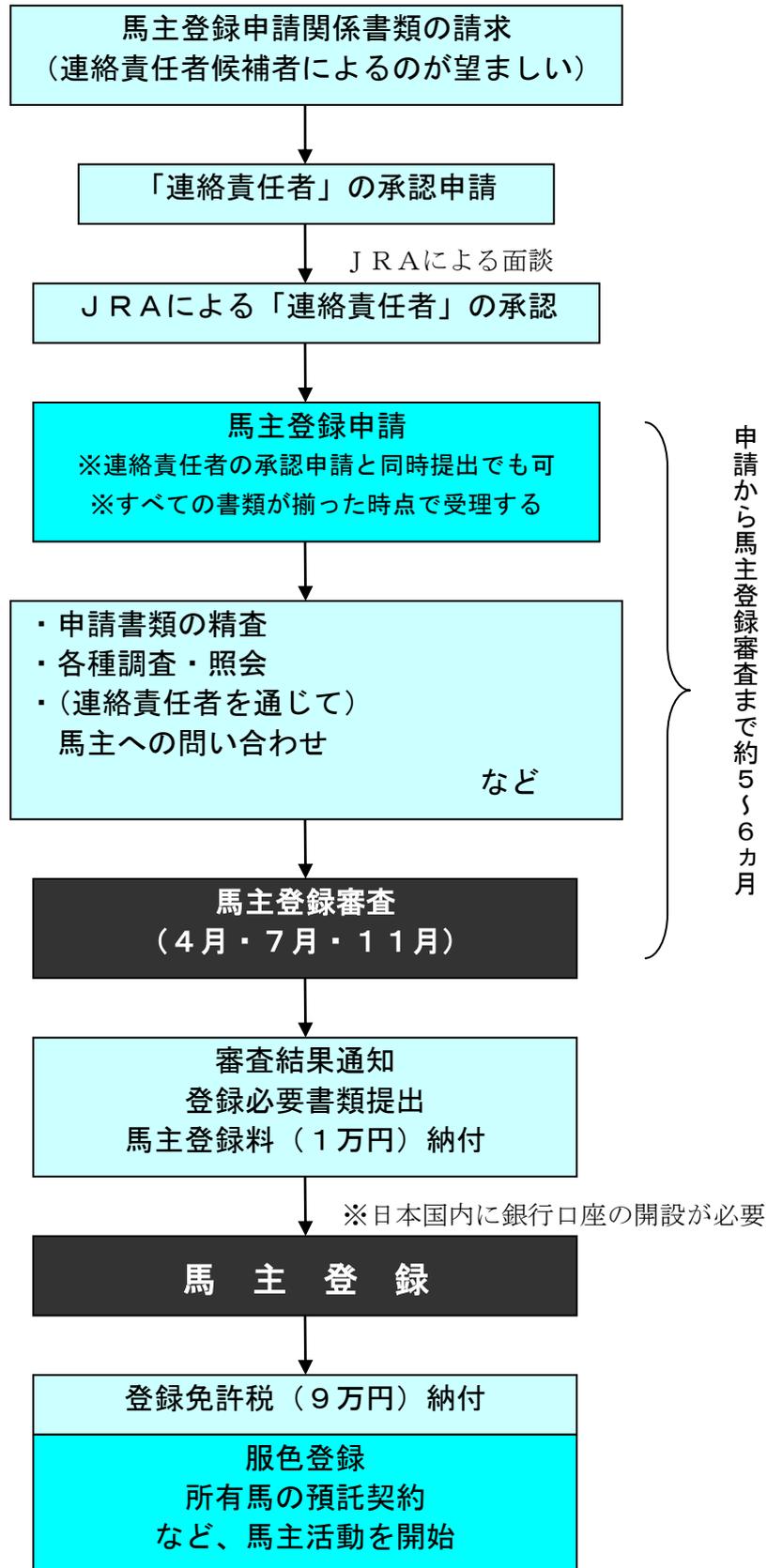
なお、申請に必要な書類は多岐にわたっており、大変お手数をおかけすることとなりますが、厳正な審査を行うために必要ですので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

日本中央競馬会

J R A 馬主登録申請ガイド もくじ

馬主登録申請から登録までの審査の流れ	4
日本における馬主登録制度について	5
馬主登録の要件について	7
馬主登録申請に必要な書類	8
連絡責任者に関する事項	9
その他	10
馬主登録申請に関するQ & A	11

馬主登録申請から登録までの流れ



●日本における馬主登録制度について

競馬を産業として健全に発展させていくために、不正の入り込む余地のない施行が求められるのは世界的な共通認識であると思います。

日本では基本的な法律（刑法）で賭事全体が禁止されている中、19世紀以降、競馬を社会の中で定着・発展させていく過程において競馬施行と馬券発売については社会貢献を目的として特別法を定めることで許可されてきました。

こうした基本的考え方から、日本の競馬は現在でもその公正性を高いレベルで維持することが法律的にも社会的にも求められているのです。

われわれJRAが行う競馬も、専用の法律に基づき日本政府の厳しい監督のもとで実施され、公正性の確保を最重要課題とすることで発展してきたものであり、競馬において極めて重要な役割を担う「馬主」についても、登録時にその適格性を厳しく審査することが求められているため、法律や規定により欠格要件が詳細に定められています。

このように日本の競馬における馬主制度は、そのなりたちから極めて厳格な運用がなされていることをまずはご理解ください。

勿論、この審査はこれまで日本国内に居住する馬主登録申請者に対しても等しく実施されているものであり、日本以外の居住者にも多岐にわたる書類の提出を求め、その人物面・経済面をはじめとした適格性を厳格にチェックされています。

したがって海外において馬主として活動されている方であっても、日本国内に居住する者と同様に厳格にチェックされますので、審査の結果、登録をお断りする場合があることをご承知おきください。

なお、具体的な馬主欠格事由につきましては日本中央競馬会競馬施行規程、馬主登録審査基準のほか、本ガイドブックにも概略を記載しております。また、この他にもJRAの競馬には特有のルールがあり、現在ご自身が馬主として参加されている競馬と異なる部分が多くあるものと思います。こうしたことについては別冊の「中央競馬Q&A」にまとめておりますので、ぜひとも熟読していただき、JRAの競馬に関してよく理解したうえで申請をご検討ください。

なお、馬主登録の申請をされる際には必ず日本国内の連絡責任者が申請書類を取りまとめていただき、JRA本部にお持ちいただくこととなります。また、申請に関する本会からの連絡は基本的に連絡責任者に対して行いますのでご承知おきください。

その他、申請に際してご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ
くださいますようお願い申し上げます。

(お問い合わせ先)

- ・日本中央競馬会 本部（馬主登録課）
【TEL】 03-3591-5251（代表・日本語のみ）
03-5785-7373～4（英語対応可）
【住所】 〒106-8401 東京都港区六本木6-11-1
【ホームページアドレス】（日本語版） <http://jra.jp>
（英語版） <http://japanracing.jp/>
- ・日本中央競馬会 ロンドン駐在員事務所
【TEL】 +44-20-7437-5053
【住所】 4th Floor, 11 Argyll Street, London W1F 7TH UK
- ・日本中央競馬会 ニューヨーク駐在員事務所
【TEL】 +1-203-973-0661
【住所】 300 Main Street, Suite 401, Stamford, CT 06901, USA
- ・日本中央競馬会 香港駐在員事務所
【TEL】 +852-2840-1566
【住所】 1705, Prosperity Millennia Plaza, 663 King's Road,
North Point, HONG KONG
- ・日本中央競馬会 シドニー駐在員事務所
【TEL】 +61-2-9089-8884
【住所】 Suite 24, Level 26, 44 Market Street, Sydney NSW 2000,
AUSTRALIA

●馬主登録の要件について

本会の馬主登録（国際交流競走に関する特例による登録を除く）を申請する方は、以下に挙げる登録要件を満たす必要があります。

【前提条件】

- ・登録形態は個人馬主に限る。
- ・海外の競馬統括機関において馬主登録または免許を受けてから主体的に1年以上活動し、競走馬を所有・出走させていること。
- ・馬主登録の申請前、あるいは申請時に日本国内に居住する「連絡責任者」の申請を行い、その者がJRAの承認を受けること。

【人物面】

- ・精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
- ・禁錮以上の刑に処せられた者又は禁錮以上の刑の執行を終えてから10年経過していない者でないこと。
- ・満20歳以上であること。
- ・破産者で復権を得ない者又はこれに準ずる者でないこと。
- ・本邦外において上記に相当する者となっていないこと。
- ・競馬の公正を害するおそれのある者でないこと。
- ・上記を含め、競馬施行規程第7条第1号～第10号、第13号および第14条の5各号に定める事項のいずれにも該当しないこと。

【経済面】

- ・所得が過去2ヵ年それぞれ1,700万円以上あること。なお、算入されるのは給与、事業、不動産など将来にわたって継続的に得られる見込みのあるものに限ります。
- ・申請者個人名義の資産（預貯金・国債・株式・投資信託など）が7,500万円以上あること。なお、日本国外に所有する不動産については算入できません。
また、負債がある場合には資産額から差し引いて評価します。

※所得・資産の額は審査直近の評価額・為替レートで換算します。

※所得とは収入から必要経費等を差し引いた額のことです。なお、給与所得については本会所定の計算方法により所得額を決定します。

※その他、馬主登録に関する詳細につきましては「日本中央競馬会競馬施行規程」および「馬主登録審査基準」を参照してください。

●馬主登録申請に必要な書類

- (1) 馬主登録申請書【本会様式】
- (2) 証明用写真3枚(4.5×3.5cm)
- (3) 氏名、生年月日、出生地、家族構成などが記載された公的書類
- (4) パスポートの写し
- (5) 現住所を証明する書類
- (6) 経歴の概要を記載した書類【本会様式】
- (7) 外国の権限のある競馬機関の発行する馬主資格証明書
- (8) 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は外国の法令上、これらと同様に扱われている者でないことを証明する書類
- (9) 破産者で復権を得ない者又は外国の法令上、これらと同様に扱われている者でないことを証明する書類
- (10) 禁錮以上の刑に処せられていないことを証明する書類
- (11) 宣誓書【本会様式】
- (12) 連絡責任者に関する書類 ※次項をご参照ください
- (13) 申請直近2ヵ年の税務申告書類の写し(添付書類も含む)
- (14) 納税額又は所得額を示す公的書類(申請直近2ヵ年)
- (15) 所有資産を証明する書類
- (16) 負債の額を証明する書類
- (17) 財産及び債務の申告書【本会様式】
- (18) 自己が経営又は勤務する法人の登記簿謄本
- (19) 自己が経営又は勤務する法人の決算書
(損益計算書及び貸借対照表を含むもの。審査直近2期分)
- (20) 日本国内に銀行口座を所有している旨を証する書類。
(審査終了後の提出でも結構です)

※提出書類が英語表記でない場合には、英語または日本語の訳文を添付してください。

※ご提出いただいた書類に加え、本会から書類を追加請求させていただくことがございますのでご承知おきください。

※馬主登録申請書類は連絡責任者がJRA本部にお持ちください。なお、馬主登録申請書類に関するJRAからの質問等はすべて連絡責任者を通して行うこととなりますのでご承知おきください。

※馬主登録申請書類は原則として返却いたしません。なお、書類の取り扱いには十分に留意し、個人情報については馬主登録に関する目的以外には利用いたしません。

※公的機関または金融機関発行の証明書類については申請前3ヵ月以内のものをご提出ください。

※馬主登録に際して馬主登録料1万円、馬主登録後に登録免許税9万円をお支払いいただくこととなりますのでご承知おきください。

●連絡責任者に関する事項

日本国内に居住していない馬主（および馬主登録を申請する者）にはJRAおよび競馬サークル関係者との連絡が迅速かつ円滑に行われるよう、日本国内に「連絡責任者」を置くことを規定により義務付けています。連絡責任者は日本語に加え、申請者と綿密なコミュニケーションを取ることのできる言語に堪能であることを要します。

なお「連絡責任者」が行う業務および欠格者は以下のとおりです。

【連絡責任者が行う業務】

- ・馬主登録申請に係るすべての事務手続きを行うこと、必要に応じて申請者と連絡を取り、JRAからの質問や依頼事項に対応すること。
- ・申請者が馬主となった後にはJRAから馬主への連絡事項を確実に伝えること。
- ・馬主に関する事務全般（変更事項の届出など）を代行すること。
- ・賞金明細をはじめとした各種書類や勝馬賞品等を受け取ること。

【欠格者】

- ・精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者及び破産者で復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられた者
- ・競馬法等公営競技関係法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- ・競馬関与禁停止者
- ・上記を含め、平成20年日本中央競馬会理事長達第45号第4条に該当する者

【連絡責任者に関する書類】

- (1) 連絡責任者申請書（本会様式）
- (2) 写真2枚（4×3cm）
- (3) 戸籍謄本
- (4) 住民票の写し
- (5) 経歴の概要を記載した書類（本会様式）
- (6) 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類
例) 医師の診断書、登記されていないことの証明書
- (7) 本籍地の市区町村長の発行する身分証明書
- (8) 馬主登録申請者と連絡責任者との間で締結した契約書等の写し
(日本語または英語によるものでない場合には日本語訳を添付してください)

※「連絡責任者」が例外的に複数の馬主に関する連絡業務を行う場合は、基準を設けておりますので、「馬主登録審査基準」の「連絡責任者に関する事項（2）その他」をご参照下さい。

※連絡責任者には原則としてJRA本部にお越しいただき、事務局と面談をしていただくこととなります。

●その他

J R Aの馬主登録申請にあたっては、以下の点をよくご理解いただきますようお願いいたします。

- ・ 本邦外居住馬主については、所有馬の競走馬登録にあたり1人の馬主が100%の所有権を有している必要があります。なお、海外で一般的となっているリースやシンジケートによる所有は認められませんのでご承知おきください。
- ・ 所有馬がJ R Aの競走馬登録を受けるためには、外国調教馬を国際交流競走に出走させる場合を除き、J R Aの免許を有する調教師に預託する必要があります。なお、外国で出走経験のある外国産馬をJ R Aの調教師に預託することはできません。
- ・ 本会施設への入厩頭数の制限は国内居住馬主と同じく90頭です。

※その他、「日本中央競馬会競馬施行規程」を熟読していただき、J R Aのルールを十分にご理解のうえ、ご申請いただくことをお願いいたします。

●馬主登録申請に関するQ&A

馬主登録および服色登録に関すること

- Q 1. 海外居住者がJRAにおいて馬主登録されるための条件は。
- Q 2. 問い合わせや申請はどこで行えばよいのか。
- Q 3. 馬主登録申請から登録までにはどのくらい時間がかかるのか。
- Q 4. どのような資格審査が行われるのか。
- Q 5. 申請にあたっての必要書類が多すぎる。省略できないか。
- Q 6. 以前に国際交流競走に所有馬を出走させたことがあるが、その馬主登録はどうなるのか？
- Q 7. もし日本に居住することとなった場合には何か手続きが必要となるのか。
- Q 8. 国内に居住していない者に特有の条件はあるのか。
- Q 9. 海外における馬主登録が無効となった場合は。
- Q10. 競走馬を所有していなくても馬主登録はなくなるのか。
- Q11. 馬主登録に際して費用はかからないのか。
- Q12. 服色登録の仕組みはどのようになっているのか。
- Q13. 国際交流競走に外国調教馬を出走させる場合にも海外で使用している服色を使用できないのか。

連絡責任者に関すること

- Q14. 連絡責任者はどのような役割を務めるのか。
- Q15. 連絡責任者は日本に居住していれば外国籍の者でもよいのか。
- Q16. 連絡責任者になることができない者は？
- Q17. 他の馬主の「連絡責任者」として承認されている者に自分の連絡業務も行わせたいのだが。
- Q18. 日本語によるコミュニケーションに全く問題がないので連絡責任者を置かなくても活動できるが。
- Q19. 連絡責任者を変更する場合にはどうすればよいのか。
- Q20. 事故等により連絡責任者が不在となってしまった場合にはどうすればよいのか。
- Q21. 日本に居住する知人がいないので連絡責任者を斡旋してもらえないか。

Q 1. 海外居住者がJRAにおいて馬主登録されるための条件は。

- A. 日本中央競馬会競馬施行規程第7条および第14条の5に定める欠格要件に該当しないことに加え
- ・海外の競馬統括機関において個人馬主または法人馬主代表者として登録または免許を受けてから主体的に1年以上活動し、競走馬を所有・出走させていること。
 - ・日本国内にJRAから承認を受けた「連絡責任者」を置くことが必要となります。

Q 2. 問い合わせや申請はどこで行えばよいのか。

- A. 下記にお問い合わせください。なお、申請の際には連絡責任者がJRA本部にお持ちください。

- ・日本中央競馬会 本部（担当：競走部馬主登録課）
【TEL】 03-5785-7392～7
【住所】 東京都港区六本木6-11-1
- ・日本中央競馬会 ロンドン駐在員事務所
【TEL】 +44-20-7437-5053
【住所】 4th Floor, 11 Argyll Street, LONDON W1F 7TH UK
- ・日本中央競馬会 ニューヨーク駐在員事務所
【TEL】 +1-203-973-0661
【住所】 300 Main Street, Suite 401, Stamford, CT 06901, USA
- ・日本中央競馬会 香港駐在員事務所
【TEL】 +852-2840-1566
【住所】 1705, Prosperity Millennia Plaza, 663 King's Road, North Point, HONG KONG
- ・日本中央競馬会 シドニー駐在員事務所
【TEL】 +61-2-9089-8884
【住所】 Suite 24, Level 26, 44 Market Street, Sydney NSW 2000, AUSTRALIA

Q 3. 馬主登録申請から登録までにはどのくらい時間がかかるのか。

A. J R Aの馬主登録は審査機関が極めて厳格な資格審査を行うため、国内居住者の場合でも申請受付から登録までに約4～5ヵ月かかります。

申請書類の提出状況等にもよりますが、国内に居住していない方については国内居住者よりもさらに時間を要することが想定されますのでご承知おきください。

申請は常時受け付け、事務局による所定の調査が終了したものから年に3回行われる諮問機関による審査(4月・7月・11月)に上程します。なお、馬主登録の申請に先立ち、連絡責任者の承認が必要となりますのでご注意ください。

Q 4. どのような資格審査が行われるのか。

A. 人物面と経済面の審査が主となります。

人物面については競馬の公正確保上、問題がないかという点を確認します。経済面については調教師に継続的に競走馬を預託できる所得・資産があるかを確認します。具体的には今後も継続的に得られる見込みの所得が過去2ヵ年ともに1,700万円以上、所有資産が7,500万円以上必要です。(日本国外に所有する不動産は審査上の資産として計上されません)

2つの諮問機関における審査結果を踏まえてJ R Aが最終的に登録の可否を決定します。

Q 5. 申請にあたっての必要書類が多すぎる。省略できないか。

A. J R Aでは人物面はもちろんのこと、馬主として自己の所有馬を調教師に預託することのできる経済力があるかについても詳細に調査します。所得の継続性については特に厳正な審査を行うため、確定申告に関する書類や経営・勤務する会社の決算に関する書類等の提出が必要となりますのでご理解をお願いいたします。

なお、こうした取り扱いは本邦外居住者だけでなく、日本国内に居住している方からも多岐にわたる書類の提出を求めています。

Q 6. 以前に国際交流競走に所有馬を出走させたことがあるが、その馬主登録はどうなるのか？

A. 国際交流競走に関する特例の馬主登録と、J R Aで免許を受けた調教師に恒常的に馬を預託することのできる馬主登録とでは性質が異なるため、まったく新しい馬主登録を申請するものとお考えください。したがって馬主登録料(1万円)や登録免許税(9万円)についても、あらためて納付していただく必要があります。

なお、J R Aでは1人の者が2つ以上の馬主登録を受けることができませんので、通常の馬主登録後は国際交流競走に関する特例登録は抹消となります。

Q 7. もし日本に居住することとなった場合には何か手続きが必要となるのか。

- A. 国内居住者となった場合にはあらためて必要書類を提出していただく必要があります。馬主として活動される上での条件も変わりますのでお早めに馬主登録課までご連絡ください。

Q 8. 国内に居住していない者に特有の条件はあるのか。

- A. 登録にあたり、連絡責任者を設置する義務のあることや海外の競馬統括機関において馬主の登録または免許を受けていることが条件となります。また、100%自己所有の馬でなければJRAの競走馬登録を受けることができません。なお、本会施設への入厩頭数の制限は国内居住馬主と同じく90頭です。

Q 9. 海外における馬主登録が無効となった場合は。

- A. 日本国内に居住していない方については海外の馬主登録（または免許）を有していることが条件ですので、JRAの馬主登録も取り消しとなってしまいます。

Q10. 競走馬を所有していなくても馬主登録はなくなるのか。

- A. JRAの競走馬登録馬（外を除く）を所有していない状態が1年間継続した場合は、直ちに競走馬登録馬を所有するか、「馬主登録取消猶予願い」（馬主登録の取消を2年間猶予。提出から2年以内にJRAの競走馬登録馬を所有しなければならない。）を提出しなければ馬主登録は取り消されます。

Q11. 馬主登録に際して費用はかからないのか。

- A. 馬主登録申請に際してJRAに支払う費用はありませんが、審査が終了し、馬主として登録することとなったときには馬主登録料として1万円をJRAに納めていただきます。
また、馬主登録完了後は、日本国への税金である「登録免許税」9万円の納付義務があります。

Q12. 服色登録の仕組みはどのようになっているのか。

A. 中央競馬では、馬主は自分の服色を使用して競走に馬を出走させることができますが、そのためには服色登録をする必要があります。預託先の調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに登録料 3,000 円を添えて申請書を提出して行います。

服色に使用できる色や模様には制限があり、また、既に登録のある服色と同じものや類似しているものを登録することはできないため、ご自身が海外で使用している服色を J R A の競走でそのまま使用することができない場合がほとんどであることをご了承ください。また、馬主一人につき 1 種類の服色しか登録することができず、帽色を登録する制度はありません。

なお、競走においてやむを得ない事由により登録を受けている服色を使用することができない場合や服色の登録を受けていない馬主は J R A が定めた服色を使用することとなります。

Q13. 国際交流競走に外国調教馬を出走させる場合にも海外で使用している服色を使用できないのか。

A. 国際交流競走に外国で調教している所有馬を出走させる場合に限り、その馬の調教国で登録されている服色を使用することが可能です。この場合、服色登録料 3,000 円を添えて登録申請することが必要となります。

但し、国内調教馬についてはいかなる場合でも本会登録服色の使用を義務付けるため、同一競走に同一馬主が海外調教馬と国内調教馬を出走させる場合にはそれぞれの服色が異なることがあります。(海外調教馬が本会登録服色を使用することは問題ありません)

Q14. 連絡責任者はどのような役割を務めるのか。

A. 連絡責任者は海外に居住する者の意思を代弁する存在であり、J R A への馬主登録申請に係る一切の事務を行うとともに、馬主となった後には J R A や預託調教師との連絡・調整を迅速かつ円滑に行う役割を担う存在です。

当然のことながら日本国内に居住していることが必要となります。

Q15. 連絡責任者は日本に居住していれば外国籍の者でもよいのか。

A. 日本において住民基本台帳に記録されている方でも可能です。その場合は日本人の場合と申請に必要な書類が異なります。

また、読み書きを含めた日本語の能力が必要なことに加え、「連絡責任者」の業務を行うことが出入国管理法等に抵触しない者であることを要します。

Q16. 連絡責任者になることができない者は？

- A. 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、破産者で復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられた者、競馬関与禁停止者などはもちろんですが、J R Aの登録馬主、調教師などの厩舎関係者（地方競馬の厩舎関係者も不可）、日本語及び本邦外居住馬主（または申請者）とコミュニケーションをとれる言語に堪能でない者等についても連絡責任者になることができません。

Q17. 他の馬主の「連絡責任者」として承認されている者に自分の連絡業務も行わせたいのだが。

- A. 「連絡責任者」が例外的に複数の馬主の連絡責任者を務める場合は、基準を設けております。詳しくは「馬主登録審査基準」の「連絡責任者に関する事項（2）その他」をご参照下さい。

Q18. 日本語によるコミュニケーションに全く問題がないので連絡責任者を置かなくても活動できるが。

- A. 各種事務手続きや賞品の受け取りなど、国内居住の方に行っていただきたい業務があるので、日本語を話せる方や日本国籍を有する方であっても連絡責任者を置いていただきます。

Q19. 連絡責任者を変更する場合にはどうすればよいのか。

- A. 連絡責任者に関する必要書類を提出し、本会の承認を受ける必要があります。変更を予定されている場合は前任者との間が開かないよう、できるだけ早めの申請をお願いいたします。

Q20. 事故等により連絡責任者が不在となってしまった場合にはどうすればよいのか。

- A. できるだけ早く新たな連絡責任者を設置してください。なお、J R Aが適格性の審査を行った結果、連絡責任者として承認しない場合もあります。（長期にわたって不在状態が継続した場合は馬主登録を取り消すこととなります）

Q21. 日本に居住する知人がいないので連絡責任者を斡旋してもらえないか。

- A. J R Aではそのようなことをいたしません。